農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）実施要領

２２生産第１１１４３号
平成２３年４月１日
生産局長通知

改正　平成２４年４月６日　23 生産第 6259 号

第１　趣旨

本事業は、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年４月１日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

第２　事業内容

農業経営の安定を図るとともに施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、リース方式により施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対して、その経費を補助するものとする。

１　対象設備

（１）先進的省エネルギー加温設備

ア　ハイブリッド加温設備

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備（木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。）を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

イ　木質バイオマス利用加温設備

（２）外張多重化設備

ア　温室（ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。）の保温性を高めるため、外張を多重化するための設備。

なお、附帯設備として、外張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては、送風機及び送風に必要な設備を含む。

イ　アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。

（３）ウォーターカーテン設備

ア　温室内の保温カーテンの上に地下水を均一に散布して室内を保温する装置。

なお、附帯設備として、水槽、揚水機、配管設備、散水ノズル、保温カーテン、排水槽及びこれに必要な設備を含む。

イ　アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。

（４）内張多層化設備

ア　温室の保温性を高めるため、内張を多層化するための設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

なお、附帯設備として、内張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては、送風機及び送風に必要な設備を含む。

イ　アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。

（５）多段式サーモ装置、これと一体的に導入する温度センサー
（６）排熱回収装置
（７）循環扇、これと一体的に導入する温度センサー及び制御装置
（８）ＬＥＤ電球　ただし、上記（２）から（７）までの設備と同時に設置する場合に限る。
　なお、附帯設備として、ＬＥＤ電球を設置するために必要な設備を含む。
（９）その他、温室のエネルギー利用効率を高め、温室の加温に用いる燃油の使用量を低減する（１）から（７）までと同等の設備または装置（ただし、石油燃料焚き加温機の導入は除く。）

２　対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

第３　事業実施主体

１　実施要綱別表２の第３の事業実施主体は、別表１に定める設備利用者（以下「設備利用者」という。）と当該設備利用者が導入する事業対象設備の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の共同実施とする。なお、共同実施とは、リース契約（設備利用者とリース事業者の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）を締結する設備利用者とリース事業者の２者が共同で実施することとする。
　なお、リース事業者は債務超過の状態にあってはならない。

２　事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年３月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく取組の着実な推進に努めるものとする。

３　事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、別記様式第１号により、主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

（２）リース事業者は事業実施年度末までに、リース物件を設備利用者に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後、速やかに借受証の写しを地方農政局長に提出するものとする。

（３）事業実施主体のうち設備利用者とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部若しくは一部について返還するものとする。
　なお、地方農政局長が当該事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。
ア　リース契約を解約又は解除したとき。
イ　リース期間中に経営を中止したとき。
ウ　リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。
エ　事業実施計画など地方農政局長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

オ　締結されたリース契約が、第４の４の（３）のカに定められたリース契約に合致しないことが明らかとなったとき。

カ　（１）に定めるリース契約の変更の届出、第７に定める事業実施状況の報告及び第８の１に定める事業の評価を怠ったとき。

第４　事業の実施要件

１　成果目標

成果目標は燃油使用量の削減とし、達成すべき基準は、設備を導入した温室の燃油使用量を２の目標年度までに１０％以上削減することとする。

なお、目標とする燃油使用量は、投資エネルギーを原油換算により算出するものとする。

また、木質バイオマス等のバイオマス燃料を使用する設備にあっては、新たな二酸化炭素の排出量はゼロとする。

２　目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

３　事業の対象地域

事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条の第１項の規定による農業振興地域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第３条の第１項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

４　事業実施計画の承認

地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画が次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

（１）事業実施計画の内容が、第４の１の成果目標に沿っていること。

（２）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

（３）次に掲げる項目を満たすこと。

ア　導入する設備が成果目標の達成に直結するものであること。

イ　導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

ウ　導入する設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

エ　導入する設備を設置する既存の温室は、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。

オ　設備利用者は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について』（平成20年３月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。）を利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。

カ　リース契約の内容について、次に掲げる項目を全て満たすこと。

（ア）リース料総額から補助金を差し引いた額を基にしてリース料が算定されてい

ること。

また、リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と合致していること。

（イ）リース期間が４年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

キ　第２の１の（９）の設備を導入する場合にあっては、導入予定設備の販売メーカーの提示による省エネ効果を示す試験データ（温室における加温時期連続おおむね３ヶ月以上のもの）で、比較対象調査による省エネ効果及びコスト回収期間、収量及び品質に及ぼす影響等を明らかにしたものであるもの。

第５　事業実施手続

１　事業実施計画の提出及び承認

（１）事業実施主体は、別記様式第２号により、実施要綱別表２の第５の１に基づく事業実施計画を作成し、別記様式第３号により、地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）の管轄区域にあっては地域センター、北海道にあっては北海道農政事務所をそれぞれ経由し（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては直接。以下同じ。）、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者の当該選定時の事業実施計画については、実施要綱別表２の第５の１の承認を受けたものとみなす。

（２）（１）の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。

（３）（２）の調整結果について、（１）の提出に併せて地方農政局長に報告するものとする。

２　事業の着手

（１）事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の第１項に基づく交付決定後に着手するものとする。

なお、事業に係るリース契約の締結をもって、事業に着手したものとする。

（２）事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第４号により地方農政局長に届け出るものとする。

（３）（２）により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年４月１日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）第４の１の規定による申請書に、着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（４）事業実施主体が（２）により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

（５）実施要綱別表２の第５の２の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　第４の１の成果目標の変更

ウ　事業実施主体又は設置場所の変更

エ　事業実施期間の大幅な変更

オ　事業量の30％を超える増減

カ　事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

キ　事業費又は国庫補助金の30％を超える減

３　管理運営

地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第６　助成

１　事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

２　補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年４月19日付け55構改Ａ第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年５月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

３　補助対象経費は、第２の１の（１）から（７）まで及び（９）に掲げる設備のリースによる導入に係る経費のうち、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×１／２以内

算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

算式③：補助対象経費＝（リース物件価格(税抜き)－残存価格(税抜き)）
×１／２以内

※１　補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

※２　リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第３位の数字を四捨五入して小数点以下第２位で表した数値とする。

４　補助対象経費は、第２の１の（８）に掲げる設備のリースによる導入に係る経費

のうち、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×１／３以内

算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×１／３以内

算式③：補助対象経費＝（リース物件価格(税抜き)－残存価格(税抜き)）
×１／３以内

※１　補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

※２　リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第３位の数字を四捨五入して小数点以下第２位で表した数値とする。

５　リース物件価格は、第２の１に掲げる設備の導入に係る経費とし、設備の導入による温室及び既存設備の更新等に係る経費は含まないものとする。

６　申請者が女性である場合、採択時にポイント加算を行うものとする。

第７　事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱別表２の第７の１に基づき、事業の実施状況を別記様式第５号により、事業実施年度の翌年度の５月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

第８　事業の評価

１　事業実施主体による評価

事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況についてとりまとめ、別記様式第６号により目標年度の翌年度の５月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

２　地方農政局による評価

（１）地方農政局長は、１の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

（２）地方農政局長は、（１）の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、別記様式第７号に定める改善計画を作成させるものとし、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

改善計画の作成を求められた事業実施主体は、目標年度を２年間延長し、再度、その目標年度について、１の評価を実施し、地方農政局長に報告するものとする。

（３）地方農政局長は、１の報告について、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度、事業評価を実施するよう指導するものとする。

（４）地方農政局長は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で１の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長に報告するものとする。

（５）地方農政局長は、（１）の評価の結果を取りまとめ、目標年度の翌年度の７月末日までに生産局長に報告するものとする。

３　事業評価検討委員会

（１）生産局長は、事業の関係者以外の者で構成する事業評価検討委員会を開催するものとする。

（２）生産局長は、事業の評価結果（２の（５）の評価の結果を含む。）について、事業評価検討委員会の意見を聴取した上で、評価の結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法等についても意見を述べることができる。

４　事業成果等の活用

（１）事業成果等の普及

事業実施主体は、国が事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

（２）事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。

第９　その他

１　不正行為等に対する措置

地方農政局長は、事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

２　農業共済等の積極的活用

地方農政局長は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、設備利用者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

附　則

この通知は、平成２４年４月６日から施行する。

別表１　農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）の設備利用者

設備利用者	内容
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の２第１項の規定する認定農業者をいう。
認定農業者に準ずる者	以下のいずれかに該当する者をいう。 【野菜】野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。 【果樹】果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。
認定就農者	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年２月15日法律第２号）第４条第１項に規定する就農計画の認定を受けた者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の８第１項に規定する農事組合法人をいう。
農事組合法人以外の農業生産法人	農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農業生産法人をいう。
農業者の組織する団体	上記のいずれにも該当しないもののうち、認定農業者又は認定農業者に準ずる者を構成員に含み、当該認定農業者又は認定農業者に準ずる者が実際の作業に従事する組織であって、定款又は規約を有している団体をいう。